

村山市給水装置工事施行基準

1. 目的

この基準は、水道法・同法施行令・同法施行基準・厚生省令・村山市水道事業給水条例・同条例施行規則・村山市指定給水装置工事事業者規程・給水装置の構造及び材質に関する規定等に基づいて施行する給水装置工事の設計及び施行に関する基準を定め、給水装置工事の適正な運営を図ることを目的とする。

2. 使用材料

- 1) 分水栓は、サドル分水栓または割T字管とする。
- 2) 配水管が鋳鉄管類の場合は、密着コアを使用すること。
- 3) 配水管からメーター器までの給水管の種類は、内面粉体ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管、ポリエチレン管のいずれかとする。
- 4) 乙止水栓は、口径 25mm 以下はボール式止水栓、口径 30・40mm は、キーボックスタイプ仕切弁（右開き）、口径 50mm 以上はソフトシール仕切弁（右開き）とすること。
- 5) 丙止水栓は、逆止弁付止水栓（KRバルブ）とすること。
- 6) 建物内部及び立上がり管は、耐久性を考慮してステンレス鋼管が望ましい。建物内部については架橋ポリエチレン管の使用も可とする。
- 7) メーター器筐は、耐寒用のものとする。
- 8) ポリエチレン管布設の場合、分水栓・止水栓の継手には、回転継手を使用すること。
- 9) メーター器継手にはフレキシブル継手を使用するか、メータセットを使用すること。

3. 工事方法

- 1) 給水装置工事については、水道法施行令第4条（給水装置の構造及び材質の基準）及び、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）並びに、村山市の給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和42年2月10日水道企業管理規程第2号）によるものとする。
- 2) 市水道課管理の配水管から給水管を分岐する際、配水管が鋳鉄管または鋼管の場合は密着コアを装着し、穿孔は電動式で内面粉体用のキリを使用すること。
- 3) 新設給水管の分岐は、口径20mm以上とすること。
- 4) 公道内給水管の布設の場合、埋設深度は0.9m以上とし、埋設テープ及び管明示テープをすること。
また、分水栓から止水栓までは道路に対し直角に設置することとし、平面的には直線に布設すること。
- 5) 止水栓の設置場所は、基本的に官民境から1mとし、開閉操作に支障が無い場所に設置すること。
ただし、以下の場合については留意すること。

- | |
|---|
| ① 2軒以上の共同給水管の場合又は集合住宅の場合は、元止水栓（第1止水栓）のほかに、それぞれの給水管にも止水栓（第2止水栓）を設けること。 |
| ② 第1止水栓から量水器までの給水管延長が20mを超える場合は、第2止水栓を設けること。 |
| ③ 止水栓筐は、水の流れる方向に蓋が開くよう設置すること。 |

- 6) 既存の共同管へ新規に給水管を分水する際は、給水装置工事設計審査申請書へ既存所有者からの承認を記載するとともに、別紙1の「確約書（水圧低下、水量不足）」を申請書に添付すること。
- 7) メーター器の口径は、前後の配管の口径と同様以上とする。
ただし、メーター器の一次側と二次側配管の口径が違う場合は、二次側の口径と同様以上とする。（※別紙 メーター器設置時の口径の考え方参照）
- 8) メーター器には、1次側に逆止弁（KRバルブ）を設置すること。改造工事の際も、逆止弁が設置されていない場合は設置すること。
- 9) メーター器は、原則として止水栓から1m以内で、検針及び除雪しやすい所に設置すること。
ただし、特殊な事情により1m以内に設置できない場合は、別紙2の「確約書（量水器位置変更）」を提出すること。

- 1 0) 集合住宅のメーター器設置場所については、5) ①で記載した第2止水栓の1m以内に設置するものとする。
また、冬期間のメーター器の破損、検針、開閉栓等の管理を考慮し、積雪、凍結による支障が無い場所へ設置するとともに、凍結防止の対策を講じること。

- 1 1) メーター器筐は耐寒用のものとする。また、メーター器取替の際支障とならない程度の広さを確保できるものとし、メーター器筐内部には浄水器機等の器機類は取付けしないものとする。

- 1 2) 給水栓数については、給水装置工事設計審査申請時に下記の点に留意すること。

①	メーター口径 13mm の給水用具数は概ね 8 栓とする。
②	メーター口径 20mm の給水用具数は概ね 1 4 栓とする。
※上記条件によらない場合は、所有者による別紙3の「確約書（水栓数過大）」を用いて水道課と協議する。	
③	接続する給水用具の流入口径は、原則としてメーター口径以下であること。
④	メーター口径 25mm 以上の場合は、損失水頭に器具の最低動作圧及び給水栓の高さを加えたものが、設計水圧以下となるように水理計算を行い、口径・給水栓数を決定する。

- 1 3) メーター器は、口径 40mm 以下は市水道課で支給する。口径 50mm 以上について、新設時は個人負担で、検満時交換からは市水道課で支給する。

- 1 4) 宅地内外埋設管のメーター器 2 次側においては、給水装置の構造及び材質に関する規程第 6 条第 1 項及び第 2 項（昭和 42 年 2 月 10 日水道企業管理規程第 2 号）によるものとし、埋設深度は 0.45m 以上とすること。

- 1 5) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結する恐れがある場所にあつては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること又は、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講ずること。

- 1 6) 不凍水抜栓は出来るだけ回路別にし、積雪を考慮して屋内又は容易に操作できる場所へ設置すること。

- 1 7) 散水栓には、不凍水抜栓を取付けること。

- 1 8) 不凍給水栓を取付ける際は、接続部長さ約 0.3m の金属管をつなぐこと。

- 1 9) 宅地内埋設の際も、管防護の意味で砂巻立てをすること。

- 2 0) ボイラーやソーラーなどの器具に接続する場合は、必ずジスクバルブと逆止弁を取付けること。

2 1) 下水道用子メーター器を設置する場合は、給水装置工事設計審査申請書を提出すること。この場合のメーター器は個人負担とする。

2 2) 市水道課の配水管布設替工事の際、給水管を増口径する場合は次の基準によること。

① 配水管の布設替に伴い、止水栓までは口径 20mm で市が布設替する。
② 工事区間で関係する給水管所有者へ、別紙 4 の「水道給水分岐（位置・口径）確認申請書」を配布し、希望する給水管の位置及び口径を確認すること。
③ 13mm→20mm の材料費の差額は不要。ただし、25mm 以上に増口径する場合は 20mm との材料費の差額を水道課へ納付すること。
④ 止水栓以降の給水装置の増口径にかかる材料費及び工事費については使用者負担とし、工事業者へ納付すること。
⑤ 給水装置工事設計審査申請書は提出不要。ただし、工事検査申請書は工事が完了するまでに提出すること。

2 3) ダクタイル鋳鉄管を布設する場合は、防食ポリエチレンスリーブの被覆をすること。

2 3) 簡易専用水道以外の貯水槽水道（有効貯水量 10 m³以下の水槽）は、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

① 定期の検査 給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査をいう。1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。
② 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

2 4) 給水装置工事を施工する場合は、工事着手前に給水装置工事設計審査申請書を提出すること。工事完了後は速やかに給水装置工事検査申請書を提出し、水道課の検査を受けること。特に新築家屋などの場合、使用者が入居する前に提出し検査を受けること。

付 則

この基準は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。